

## 提出された意見等及びそれに対する市の考え方

案件名：都城市こども計画（案）

募集期間：令和6年12月2日から令和7年1月6日

意見等提出件数：60件

項目	意見等の内容	件数	市の考え方
全体	複数個所にわたる文章の表現の誤りとの指摘 （「…必要です」などは施策として「…します」に直した方がよい など）	1	語句の誤り等について訂正いたしました。 なお、課題とこれに対する施策を分けて記載しているため、課題の分析に係る部分は「〇〇な状況にあるため〇〇が必要です」のような記載となっています。
全体	すばらしいこども計画だと思います。こどもの出生率が上がって欲しいなと思います。	1	本市のこども・若者のため、本計画に基づき、各施策をしっかりと進めてまいります。
第2章-1-(3) 未婚の動向 (P7)	資料に年齢別未婚率の推移と国、県比較の表題が必要	1	資料に表題「年齢別未婚率の推移と国、県比較の表題」を追記します。
第2章-2-(1) 教育保育施設 (P11、P97)	P11では潜在的な待機児童がいるものと考えられます、P97では空き待ち児童となっている。待機児童か空き待ち児童か。	1	実際には待機児童は発生しておりませんので、「空き待ち児童」で統一します。
第2章-2-(1)- ②認定こども園の図表 (P15)	認定こども園の正式名称がいいのでは。かしの→幼保連携型認定こども園かしの。	1	図表の標記において、表示できる文字数に限りがあるため、かしのを変更するとほかの施設も変更する必要があることから現行のままとします。
第2章-2-(1)- ③幼稚園の表及び図表 (P17、P18)	高崎総合支所ではなく高城総合支所では。	1	P17 幼稚園の入所児童数の推移表及びP18 図表下の資料提供元を高崎総合支所地域生活課から高城総合支所地域生活課に修正します。
第2章-2-(1)- ③ 幼稚園の図表	公立幼稚園2園について、同じ高城町で1園は園児充足率が20%となっ	1	現時点で再編等の計画はありません。 今後も地域から上がってくる声に応じて、実情にあった検討を進めていきま

(P18)	ているが、今後、再編等の計画があるのか知りたい。他の自治体でも公立幼稚園の存続についての見直し等が行われており、2023年度は、全国で前年比 166 園減少している。		す。
第 2 章-2-(1)- ⑥ 障がい児保育 の実施状況 (P21)	障がい児保育の実施状況で、安心して児童を受け入れることができる体制を整えるため、職員を確保するなどの環境整備に取り組んでいます。→保育士の加配の明記	1	障がい児保育において保育士を加配することは、保育士を専任で配置することと同義となりますが、保育士の加配に関する実施状況としては、「専任の保育士を配置する保育所等に対し、補助を実施しています」と表記していることから、現行のままとします。 なお、市の補助による専任保育士の配置数を「障がい児保育の実施状況の推移」の表に加えます。
第 2 章-2-(3)- ① 利用者支援事業 (P23)	16 行目以降の「こども家庭センター」について、設立の時期や経緯について詳しく記述した方がよい	1	「こども家庭センター」の設置については、令和 4 年の児童福祉法等の改正により、令和 6 年 4 月から市町村における設置が努力義務とされました。本市においても令和 6 年 4 月から設置をしておりますので、その経緯について修正・追記いたします。
第 2 章-2-(3)- ⑬ 実費徴収に係る 補足給付事業 (P33)	実費徴収にかかる補足給付事業→周知方法は	1	保育課で事業の対象となる、被保護世帯と中国残留邦人等の自立支援給付受給世帯を把握して、対象者に入所する教育・保育施設を通して周知します。 入所中の施設でも申請等の手続きができるよう、併せて施設に協力を依頼して事業を進めています。
第 2 章-3-(1) 各種調査の概要 (P49)	WEB アンケートが令和 6 年 7 月に児童・生徒対象に実施され、その結果が P138 に一部抜粋として掲載されているが、全結果も閲覧できるよう QR コー	1	こども・若者の意見聴取アンケートにおいては、小中学生・高校生、若者のみなさんから、たくさんの御意見をいただきました。計画策定の際も、こども・若者の現状や考えを知ることができ、今後のこども施策や取組のための

	ドを表示しておくと思う。		大変貴重な資料となりました。アンケート結果は、全結果を市のホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。
第2章-3-(2)-③ 「子どもや子育て世帯の生活」に関する意見・ニーズ (P52)	『生活状況調査において、一般世帯に比べ、貧困の可能性のある世帯では、「家族旅行に行く」「学習塾に通わせる」「習い事に通わせる」などについて、経済的に厳しくできないとの回答が多くなっています。』とあるが、「部活動に入らせることが経済的に厳しい」が所得段階の低い世帯ではすべての世帯と比べると多い。この分析でいいか	1	御意見のとおり、所得段階の低い世帯では、すべての世帯と比べて「部活動に入らせること」が経済的に厳しく、できていないケースが多いことがわかりますが、経済的に厳しくてできないことの上位3項目は、「家族旅行に行く」「学習塾に通わせる」「習い事に通わせる」であるため、表記はそのままとします。
第2章-3-(2)-④ 「切れ目のない支援」に関する意見・ニーズ (P56)	一定数の高校生・若者世代が都城市の魅力として住みやすさ、子育て支援の充実などをあげ、今後も住み続けたいと回答しています。一方で、一度は外に出て進学や就職をしてみたいという希望都会で自分のやってみたいことに挑戦できる環境に身を置きたいと考える人も多くみられます。一定数の高校生・若者世代は3割、一度は外に出て進学や就職をしてみたいが4割。どう分析するか。	1	次のとおり修正します。 「一度は外に出て進学や就職をしてみたいという希望があったり、都会で自分のやってみたいことに挑戦できる環境に身を置きたいと考える高校生・若者世代が4割を超えています。一方、3割の人が都城市の魅力として住みやすさ、子育て支援の充実などをあげ、今後も住み続けたいと回答しています。本市が若い世代に選ばれるような魅力と住みやすさを具え、若者の地元定着や回帰が図られるよう、雇用の場の確保や安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが必要であると考えます。」
第2章-5-(2) 子ども・若者の社会的自立について	貧困世帯の子どもや若者の生活や学習面での課題、本来は大人が担うはずの家事や家族の世話な	1	御意見のとおり、簡潔な表現に変え、以下のとおり修正します。 「貧困やヤングケアラー、障がいなどの困難を抱えた子ども・若者を取り巻

(P60)	<p>どを日常的に行うヤングケアラーが必要としている支援、障がいのある子どもや若者が社会的に自立して生活する上での課題は、複合的な課題であることが多く、個々の状況に応じた適切な支援につなげるため、支援する側の理解と連携体制を強化することが必要です。→文章が長すぎませんか。</p>		<p>く課題は、複合的であることが多く、支援する側の理解と連携体制を強化し、個々の状況に応じた適切な支援に繋がります。」</p>
<p>第3章-2-(2) 困難な環境にある子ども・若者への支援 (P63)</p>	<p>こどもの貧困への対応やヤングケアラーの支援、障がいのある子ども・若者に対する教育・保育・療育の充実など、様々な課題を抱えた子どもや子育て世帯に対する支援体制の強化を図り、他の保健・福祉・教育分野などの機関とも連携をしながら支援へつなげ、子ども・若者の生活をしっかりと支える環境づくりを進めます。また、児童虐待については、社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の防止、早期発見・早期対応に関係機関や地域と連携して取り組みます。→文章が長すぎませんか。</p>	<p>1</p>	<p>御意見のとおり、簡潔な表現に変え、以下のとおり修正します。</p> <p>「貧困やヤングケアラー、障がいなど様々な困難を抱えた子ども・若者や子育て世帯に対する支援体制を強化し、保健・福祉・教育などの各機関が連携して、子ども・若者の生活をしっかりと支えていきます。また、児童虐待は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の防止、早期発見・早期対応に関係機関や地域と連携して取り組みます。」</p>

<p>第3章-3 施策の体系 (P64)</p>	<p>高等教育の<u>就学</u>支援と充実⇒文科省の資料では高等教育の<u>修学</u>支援新制度とあるが。</p>	<p>1</p>	<p>「就学支援」を「修学支援」に修正します。</p>
<p>第4章 基本目標 1-1-(1) こどもの権利に関する理解促進と普及啓発 (P65)</p>	<p>子ども自身ができるようなパンフレット等を配布する工夫が必要だと思います。50年くらい前に子どものための権利の本があります。もう絶版にはなっていますが、そこにはわかりやすく「権利」について書いてあります。</p>	<p>1</p>	<p>WEB アンケートの結果では、こどもの権利について、年齢が低いほど、知らないこどもの割合が高い結果となりました。今後、こどもの権利について、小学生の児童にもわかりやすい啓発、理解促進の方法を検討していきます。</p>
<p>第4章 基本目標 1-2-(1) 子ども・若者の居場所づくり (P65) 及び 第4章 基本目標 5-1-(3) 放課後等の居場所づくり (P83)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブの利用料無償化（未就学施設は無償化されている）。</li> <li>・児童クラブの環境改善（一人当たりの面積基準が低いため、すし詰め状態の施設が多い。安全面、児童間のトラブル等に繋がっている等）。</li> <li>・小学校併設クラブ（空き教室利用等）での「低学年」「障がいのある児童」の積極的な受け入れ（児童の安全性等を考慮、クラブまでの移動がない、慣れた環境で過ごせる等）。その分の費用及び職員の上乗せ。</li> <li>・高学年の受入を精査することで1年生の受入を拡大することができないでしょうか（それに伴い新規クラブ開設費用を削減?）。</li> </ul>	<p>7</p>	<p>放課後児童クラブの利用料については、個々の家庭の状況に応じて利用料の免除を行っていますが、利用者全員の無償化については、現時点で実施予定はありません。</p> <p>児童クラブの実施環境については、設置基準等を基に整備されております。夏休みのみの利用等に対する対応策など国や県において検討されているものがありますので、動向をみながら検討を進めてまいります。</p> <p>放課後児童クラブの利用については、低学年や障がいのある児童などクラブ利用の優先度が高い児童の積極的な受け入れを、小学校併設クラブに限らずお願いしており、受け入れに係る費用の補助については、国の基準を基に行っております。</p> <p>児童クラブの職員配置や処遇改善については、国の基準等に照らしながら、クラブ事業者の定めにより取り組まれているところではありますが、働きやすい環境づくりについて啓発を行ってまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休みのみの受け入れを「小学校特別教室」や「児童館」、「放課後等デイサービス」等の施設を利用できないでしょうか（多機能施設）。職員は小学校の臨時講師。</li> <li>・児童クラブ職員の更なる処遇改善（午後からの勤務や小学校休業中は1日勤務等で働きにくいため職員募集がきびしい）。</li> <li>・小中学校での不登校児童のための待機教室の改善（常時職員の配置等）。</li> </ul>		
第4章 基本目標 1-2-(1) 子ども・若者の居場所づくり (P66)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館を子育て世代だけでなく、気軽に利用してもらいたい。</li> <li>・仕事をされている方で育休を取られている方がもっと児童館の存在を知っていただけるようになったらいいなあと思います。</li> </ul>	2	<p>児童館は子育て世代や、0歳から18歳までの児童を対象とした施設として運営しております。</p> <p>児童館の存在を、育休中の方々も含めて、より多くの方に知っていただけるようになることは大切だと考えます。</p> <p>現在は、市のウェブサイト等を活用して児童館の情報を発信していますが、さらに広く情報を届けるための取組を進めてまいります。</p>
第4章 基本目標 1-3-(1) 子ども・若者の総合的な相談体制と情報提供の充実 (P67)	<p>市の子育て支援に関わる仕事をしていますが、相談を受けていて多様化しているなど感じています。色んな悩みを繋いだりすることも増え、自分達もたくさんの機関を知っておく必要があるなど感じました。意見ではないかもしれませんが、子育て分野のみでなく地域と連携していく中でもっと交流の場を増やしてい</p>	1	<p>市の子育て支援にあたる職員については、関係課、関係機関・団体等との連携も重要なことから、重層的支援体制会議をはじめ、さまざまな分野の機関・団体等が集まる会議や情報共有等の場を設けているところです。</p>

	きたいと思っています。		
第4章 基本目標 1-3-(1) こども・若者の総合的な相談体制と情報提供の充実 (P67)	こども・若者の総合的な相談体制と情報提供の充実⇒チャイルドラインの紹介も	1	取組、事業例の「こども・若者に関する相談窓口の周知」に「チャイルドライン（電話相談）」を追記します。
第4章 基本目標 1-3-(1) こども・若者の総合的な相談体制と情報提供の充実 (P67)	子育て支援センターは、たくさん催しものがあったり助かっています。初めての子育ての方にも知ってもらえるようにしたらもっといいのかなと思います。	1	地域子育て支援センターを知らない方々にも知っていただけるよう、今後も広報・周知に努めてまいります。
第4章 基本目標 1-3-(1) こども・若者の総合的な相談体制と情報提供の充実 (P67)	子育て支援施設の行事予約の際、職員の対応が悪かった。職員の接遇の向上を希望します。	1	施設を利用される皆様に快適に過ごしていただけるよう、職員の接遇について、指導を徹底してまいります。
第4章 基本目標 1-3-(1) こども・若者の総合的な相談体制と情報提供の充実 (P67)	子育てに力を入れていただき感謝します。知らない情報も多く、それらを知るすべがもっとあったらいいのになと思います。	1	本市では、子育てやこども施策に関して、インスタグラム「こどもまんなかみやこのじょう」、子育て応援サイト「はびみやこんじょ」、母子健康情報サービス（電子母子手帳サービス）、子育てガイドブック、市公式LINE、市ホームページ等で情報提供させていただいています。今後も多様な媒体を通して、情報を必要とする人にわかりやすく届くよう情報発信していきます。
第4章 基本目標 1-3-(1) こども・若者の総合的な相談体制と情報提供の充実 (P67)	支援センター等活用させていただいていますが、地域差があるような気がします。私が知らないだけかもしれませんが。	1	地域子育て支援センターの場所の偏りについては、今後も利用ニーズ等を確認しながら検討を進めてまいります。

<p>第4章 基本目標 2-1-(2) こどもたちのための経済的支援 (P70)</p>	<p>こどもたちのための経済的支援⇒就学援助は？</p>	<p>1</p>	<p>就学援助制度は、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行うことで、義務教育の円滑な実施を行うことを目的としておりますので、「こどもたちの教育支援」の取組であると考えております。そのため、前頁 P.69 (1) こどもたちのための教育支援の項の【取組・事業例】にて、「生活困窮世帯等への経済的支援」の例として、就学援助を挙げております。</p>
<p>第4章 基本目標 2-1-(1) こどもたちのための教育支援 (P69)</p>	<p>「子どもの生活・学習支援事業」の実施地区について、目標値がR5年度の15地区と同じ。20地区ぐらまでの目標は必要では。</p>	<p>1</p>	<p>目標値として示している15地区は市内を姫城地区、妻ヶ丘地区など15の地区に分けた全地区を指しており、今後も市内全地区での実施を目標にしています。なお、令和6年度については、15地区27箇所事業を実施しています。</p>
<p>第4章 基本目標 2-2-(2) 障がいのあるこども・若者に対する療育・保育・教育などの充実・支援体制と連携強化 (P72)</p>	<p>ここ数年、保育園等の入所児童で、気になる子や配慮を必要とする子が、以前に比べ倍以上入所しており、療育施設の利用者（市内42園で平行通園児童在籍）も多くなっているのが現状です。そしてその対応に苦慮しているのが保育園等の実情です。 職員配置、人員確保等の対応が難しい環境の中、現状の補助対応では現場の職員の負担が多すぎます。 国の補助員制度（地域障害児支援体制強化事業500万）を活用して、市に専門職員を確保・配置し、</p>	<p>1</p>	<p>保育現場で高まる療育支援ニーズの中で、安心して児童を受け入れることができる体制を整えるため、特別な支援を必要とする子どもに対し、障がい児保育について知識及び経験を有する専任の保育士を配置する保育所等に補助を実施しています。また、本市では、地域障害児支援体制強化事業を活用し、療育支援事業である「ウルトラマン教室」を開催しています。療育施設等の利用方法等については、市ホームページに掲載しております。入所後の相談等については、保育園等を巡回し対応を行っております。療育施設同士の調整、個々の専門性や指導内容等につきましては、地域の課題を協議する場である障害者自立支援協議会や指定権者である県と連携し、利用者が適切な支援を受けられるよう努めてまいります。</p>



	<p>保育園を含む療育施設等への入所基準や、入所後の相談等に応じるシステムを明確にさせていただくとありがたいのですが。</p> <p>また、療育施設（市内 35 施設）同士の調整、個々の専門性や指導内容等が定かでないところも感じています。</p>		
<p>第 4 章 基本目標 2-2-(2)</p> <p>障がいのある子ども・若者に対する療育・保育・教育などの充実・支援体制と連携強化 (P72)</p>	<p>放課後デイサービスを探しているところですが、場所やどういう内容化、先生や生徒の人数はどれくらいか等、情報が分かりづらく、見学にもなかなか行けないので、何かしらの形で、そういった情報をもっと広く公開してもらえると助かるかなあとと思います。</p>	1	<p>放課後等デイサービスの住所及び電話番号につきましては、都城市ホームページに掲載しています。サービスの提供内容や各事業所での受入可能人数等の情報については、指定権者である県と連携し、利用者へ適切に情報提供できるよう、努めてまいります。</p>
<p>第 4 章 基本目標 2-2-(2)</p> <p>障がいのある子ども・若者に対する療育・保育・教育などの充実・支援体制と連携強化 (P73)</p>	<p>「子どものことは子ども課で」と以前は思っていました。今は国に「子ども家庭庁」ができ、大きい流れができつつあることはありがたいと思います。</p> <p>今後は例えば児童発達支援の利用の際、障がい福祉課と保健師の両課にかかるような案件について、スムーズに対応できるような仕組みができることを期待します。</p>	1	<p>児童発達支援が必要とされる児童については、市障がい福祉課と市保健センター等の保健師と情報共有しながら利用相談を受け付けております。今後も保健センターをはじめとする関係各課との連携を強化し、適切な支援が行えるよう努めてまいります。</p>
<p>第 4 章 基本目標 2-2-(2)</p> <p>障がいのある</p>	<p>3 歳未満児が児童発達支援を利用する際、セルフプランを行政の助言のも</p>	1	<p>早期療育の必要性は重要であると考えております。セルフプランはスピード感という面において、有効な手段のひ</p>

<p>こども・若者に対する療育・保育・教育などの充実・支援体制と連携強化 (P72・73)</p>	<p>と作り、超早期の対応のスタートが早くできるとよいかと思います。3歳以上は相談支援がつくと望ましいと思います。</p>		<p>とつであると認識しております。しかしながら、児童発達支援については、児童の発達に合わせた支援が重要でありますので、スピード感より支援の質の向上を重視し、専門的な知識や経験を持つ相談支援専門員によるプランに基づいた支援が望ましいと考えております。</p>
<p>第4章 基本目標 2-3-(3) ヤングケアラーに対する支援について (P75)</p>	<p>本人は「ヤングケアラー」とは思っていないことが多くあります。周囲が気づいた大人が子どもの声を引き出し、つなぐことが大事です。 周囲の大人とは友達の両親や学校や幼稚園、保育園の担任や、その家庭に出入りしている担当者等が当たるのではないかと思います。</p>	1	<p>ヤングケアラーに対する支援は、周囲の大人等が理解を深め、家庭においてこどもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要であると認識しておりますので、ヤングケアラーに対する理解や気づきにつながるよう周知・啓発を実施していきたいと考えております。</p>
<p>第4章 基本目標 3-1-(2) 有害な環境等からの保護と啓発 (P78) 及び 第4章 基本目標 5-2-(1) 不登校等、困難に直面するこどもに対する支援 (P87)</p>	<p>ネット依存・ゲーム障がい対応への加筆 P55のニーズ調査では、ネット関係の支援・対策への期待が40%近くある。 国の調査でもネット依存症は無視できない数にのぼっている。また、前職時に市の不登校生対象の適応指導教室や教育相談にあたった経験からも不登校の背景にはネット依存・ゲーム障がいがあるのは否めない事実である。 そこで、P78の(2)やP87の(1)などに、これらの現状と支援策について加</p>	1	<p>P78の(2)有害な環境等からの保護と啓発の文中、「…こうした中、有害な情報からこども・若者を守るとともに…」に「…こうした中、有害な情報やネット依存症からこども・若者を守るとともに…」のように下線部分を追記します。 また、P87の(1)については、不登校に主眼をおいた取組であり、P78でインターネットやSNS等の利用による弊害について触れていることから現行のままとします。</p>

	筆していただくと、ニーズ調査も踏まえた支援策としての整合性が、市民により鮮明に伝えることができると考えます。		
第4章 基本目標 4-1-(1) 母子の健康管理・維持の充実 (P80)	<p>「5歳児健診」の実施に向けた取組状況を加筆。</p> <p>「3歳児健診」後の「就学時健診」では、就学に向けた支援と就学してからの支援が遅れがちになる傾向が見られる。P55のニーズ調査でも、障がいのある子の早期対応・体制づくりへの期待が40%に届こうとしている。そこで支援に確実につなげるために、発達障がいの特性が認知できる4歳6か月から5歳6か月の幼児を対象に、新たに「5歳児健診」を施策化していただきたい。こども家庭庁の「5歳児健診ポータル」によると自治体の15%が実施しているとのデータも出ている。さらに、虐待や貧困のリスクを抱えた家庭や子どもたちを支える施策、不登校対策の施策にもつながっていくと考える。</p> <p>したがって、「5歳児健診」実施に向けた取組状況が「基本目標」に示されていると、特に子育て期の市民は心強く感じる</p>	1	現在、「5歳児健診」の実施方法について協力関係機関と協議を行っております。現時点で方針が決定しておりませんので、内容が確定次第、計画に加筆させて頂きたいと考えております。

	のではないのでしょうか。		
第4章 基本目標 4-3-(1) 多様な保育・教育サービスの充実 (P83)	移住定住の方が多く、保育園に入所しづらい。そのため、仕事に復帰できず、困っている方が多い。	1	保育ニーズの急増に対し、受入体制が追い付かず、保育所等の入所が難しい状況が続いています。そのため、保育所等に定員を上回る受入依頼、保育士確保のための就職支援金及び施設増設等の取組みにより、受入れの確保を図っていきます。
第4章 基本目標 5-1 学校教育の充実と環境整備 (P85～)	企業の誘致や地域の都市化による学校の改修について少し遅れをとっています。人口大幅増の都北小の新校舎が今頃完成するのは都市計画の見定めが出来ていません。昔ながらの学校改修と同様に行われ、現代の子どもたちが住まう教室が各学校狭いです。	1	本項目では、こどもたちの心の成長を促す取組について掲載しております。御意見いただきました学校施設の整備に当たっては、文部科学省の定める基準に沿って事業実施しているところではありますが、人口動態を見ながら、引き続き学校施設の整備に努めてまいります。
第4章 基本目標 5-1-(1) 教育を支える人材の確保と質の向上 (P85)	教育を支える人材の確保と質の向上における教育への取組がない気がする。取組・事業例の中で、学校外教育の充実の項が欲しい。 教育委員会とこども課及び社会福祉協議会における連携・協力の部分が弱いと考えます。各課との横の連携充実を確実にしてほしい。	1	本計画は分野ごとの計画と整合を図りながら策定していますので、「教育を支える人材の確保と質の向上について」は、第2期教育振興基本計画に合わせ、「都城市・三股町合同教育研究会の充実」「授業力向上セミナーの開催」といった取組例を追記します。 本計画では、学校外教育の主な取組としてコミュニティ・スクールの運営をとり上げていますが、地域との連携・協働により、人財活用や児童生徒の学びの場の確保を図り、地域とともにある学校づくりを推進しています。また、教育委員会では大学との協働による事業を実施するなど、高等教育機関の知見を活かした多様な学びの場の確保や人材の活用に努めています。 教育委員会とこども部、福祉部、社会

			福祉協議会では、こどもやその保護者各々の状況に応じ連携して取り組んでいます。更に連携強化を図ってまいります。
第4章 基本目標 5-1-(1) 教育を支える人材の確保と質の向上 (P85)	中学校の5月の運動会の時はまだよかったです。8月から11月にかけて校内整備が間に合わず、草ぼうぼうの中、部活動をしたりする状態が続きました。PTAで奉仕作業等しましたが、厳しい状況でした。学校用務員さんの常駐をお願いしたい。検討願います。	1	学校技術員が常駐していない学校につきましては、環境美化職員が担当校を巡回し環境美化作業を実施しております。 草刈が間に合っていないなど、お気付きの点がありましたら、当該校へお知らせください。学校と調整の上、作業計画を作成し、対応してまいります。
第4章 基本目標 5-1-(2) 豊かな人間性と生きる力を育む活動の推進 (P86)	成果目標の「みやこんじょ部活動応援プロジェクトを実施した部活数」について、17競技となっているが、競技名の記入が必要ではないか？	1	競技については、部活動の状況によって対応していくため、現行のままとします。
第4章 基本目標 5-3-(1) こどもの健康管理・維持の充実 (P88)	栄養教諭・栄養職員を活用した食育に関する取組を行った学校数の割合⇒第2期都城市教育振興基本計画(案)P61との整合性は。	1	第2期都城市教育振興基本計画の目標値に合わせ、成果指標「栄養教諭・栄養職員を活用した食育に関する取組を行った学校数の割合」の表記について以下のとおり変更します。 目標値(R11年度)44校(81.5%) →54校(100%)
第4章 基本目標 6-1-(1) 大学等進学に対する教育機会の提供 (P89)	奨学金の拡充施策に向けた取組状況の加筆 P55 未就学児と小学生の保護者のニーズ調査結果によると、「高校や大学などの教育の経済的負担の軽減」への期待がどちらも60%を超えている。中学校・高校の保護者がニーズ調査の対象であった	1	公益財団法人都城育英会の「都城三股みらい応援奨学金」を給付型に改善することについては、給付型奨学金には返済がないため、安定した多額の財源が必要となります。財団の財政状況等を考慮すると、十分な資金を確保することが極めて困難です。また、給付型制度にすると支援できる学生数が大幅に減少する可能性があり、現行の貸与型制度の方が、より多くの学生に支援

	<p>らば、いかほどになったか想像は容易い。</p> <p>高校生以上の WEB 調査結果 P140 と P143 下部にも表れているように、経済格差やその結果による教育格差という負の連鎖は、若者だけでなく市民の夢や志を奪っているといえよう。そこで、財源の問題もあるが、ぜひ給付枠（例えば月 5 万程度、4 年間、数名）も復活させていただければ、救われる子どもや家庭もあるかと考える。</p> <p>貸与奨学金についても、返還期間や返還額を大幅に緩やかなものに設計し直すなどすれば、将来の負担にある程度明るい見通しをもって、進学・就職に向かうことが出来るのではないかと考える。</p> <p>現状を踏まえた具体的施策として、この給付奨学金と貸与奨学金についての方向性・取組状況について P89 などに加筆していただきたく思います。</p>	<p>を提供できます。</p> <p>また、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充および日本学生支援機構の奨学金制度の改善は、教育の機会均等と教育費の負担軽減を実現する上で非常に重要な施策であると考えております。本市としましても、機会を捉えて、国に働きかけてまいります。</p>
<p>第 4 章 基本目標 6-1-(1) 大学等進学に対する教育機会の提供 (P89)</p>	<p>高崎町江平地区において高校への送迎が困難です。せめて電車の定期券くらい、バスの利用料が安価になるとバスの利用がしやすくなるのではと思います。補助金を出してもらえるとバス路線が</p>	<p>1</p> <p>路線バスにつきましては、自家用車の普及や人口減少、少子高齢化等の影響により、利用者は年々減少しております。路線バスの利用者減少が進むと、運賃収入の減少や採算性の悪化により、バス事業者単独での運行を維持することが困難となります。そのような中で、本市はバス事業者に対し、運行</p>

	<p>活かされます。元来、中山間地域のバス路線は行政の支援あってこそと思いますが、高校生を持つ家庭が利用しやすいように支援があることが望まれます。</p>		<p>に関する補助を行うことで、路線バスの運行を維持しております。</p> <p>また、高校生への通学補助は行っておりませんが、交通事業者と連携し、定期券の内容を見直すなど、路線バスが利用しやすい環境の整備に努めてまいります。</p>
<p>第4章 基本目標 6-2-(1) 青年期の支援 (P89～)</p>	<p>当市の人口増加対策や子育て支援等に関しては実に充実しているが、企業や民間団体・施設の取組は、過度な労働、休日の不足、低賃金など反対の方向にふれている為、「職」に対しての取組が必要。</p>	1	<p>企業等へ向けて、働きやすい職場づくりのため、働き方改革（長時間労働の是正・年休の取得促進・同一労働同一賃金等）やワークライフバランスの推進など、関係機関と連携し啓発していきます。また、国や県が取り組んでいる相談窓口やセミナー等を活用していただけるよう、周知を図っていきます。</p>
<p>第4章 基本目標 7-3-(1) 妊娠・出産に配慮した就労環境の整備 (P94)</p>	<p>都城市職員の子育て支援をもっと厚くしてほしい（残業が多すぎる）。</p>	1	<p>市職員の子育て支援制度については、職員の男女を問わず、3歳に達するまで取得できる育児休業や小学校入学まで取得できる育児部分休業、小学校卒業までの子を対象とした看護休暇など整備しており、また、小学校入学までの子の育児を行う職員の時間外勤務を制限できる制度（条件付）も整備しています。</p> <p>今後も、国内情勢を注視し、他との均衡を図りながら、改善できるところは改善していきたいと考えています。</p> <p>なお、残業（時間外時間勤務）については、時間外勤務の多い職員の業務内容、その改善対策等を課長等に報告させ、一職員に負担がかからないように努めております。</p>
<p>第4章 基本目標 7-3-(4) 地域や家庭における男女共同参画社会づくり</p>	<p>(4) 地域や家庭における男女共同参画社会づくりの推進⇒職場での推進も必要では？</p>	1	<p>本市におきましては、関連計画である「第4次都城市男女共同参画計画」に基づき、職場、学校、地域及び家庭などあらゆる場面において男女共同参画社会を実現するための施策に取り組んで</p>

くりの推進 (P95)			おります。本計画の「地域や家庭における」の地域の文言の中に職場も包含しております。
第5章-2-(1) 「量の見込み」 算出のための 人口推計 (P99)	推計人口の根拠は？	1	R6年10月1日時点の現住人口159,570人を基準に、その後の各年10月1日現在の現住人口を推計しています。社会増減は通常の転出入動向に移住者を年間1,500人と仮定して算出し、自然増減は合計特殊出生率を令和4年速報値の1.61から令和13年の1.90へ段階的に向上したものと女性人口に乗じて推計し、死亡率は性別1歳年齢毎に前5年平均の死亡率を乗じて推計しています。なお、本計画で使用している本市独自の人口推計は、現在の人口動向を分析して将来人口を推計しているため、今後の人口動向により、将来人口が変動する可能性があります。
第5章-5-(2) 放課後子ども 教室 (P116)	現状、都城市内で行われているこども教室事業は市の委託事業ではなく有償ボランティアでの開催という実情があります。また、市からの補助に関しても非常に少なく、設定された利用料に関しても十分な活動を支えるには足りません。都城市でこども教室数が増加しない理由はここにあると考えています。国はそれぞれの小学校区に一つの割合でのこども教室の設置を目標としていますが、他県他市と比べても非常に遅れていると言って差し支えないと思います。	1	本事業は、地域の子どもは地域で育てるという主旨のもと、市主催教室として開催しています。利用料は活動保険料と活動で使用する実費を徴収しています。本事業は、子どもの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養する場であり、子どもだけではなく地域の大人も積極的に参加し、持続可能な体制の構築を図りたいと考えています。実施場所につきましては、安全、安心して多様な活動ができる小学校の余裕教室や公民館等の社会教育施設等で実施しています。放課後子ども教室数については、御指摘の通り現状維持にとどまり拡充できていない状況です。今回のご意見を参考に、さらに活発な活動ができるよう、適切な予算配分について再検討してまいります。今後も引き続き学校・地域・保護者の皆



	<p>この状態で現在から倍という目標を設定したとしても到底達成することは不可能だというのが所管です。せめて委託事業として十分な運営に耐えるだけの予算を割り当てる必要があるのではないのでしょうか。</p>		<p>様との連携を強化し、より良い事業を目指します。</p>
<p>第5章-5-(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室との連携 (P117)</p>	<p>児童クラブとの連携という題目においても、単に同じ空間で一緒に遊ぶような意義の低いものではなく、児童クラブでは通常実施が難しい様々なイベントをこども教室側が提供することで児童クラブを利用する児童にも、より価値のある体験を提供できるような意義のある連携が求められると思います。現在のこども教室で、このような形での連携が行われていない理由には有償ボランティア故の野放図さも理由の一端だと考えられます。これを解決するためには、上記のような委託事業化と併せて、児童クラブとの連携を念頭に置いた設置計画が必要だと思います。より具体的には、現在開室している、ないし新たに開設される児童クラブの委託事業主にこども教室の委託を依頼する形が望ましいと考えてい</p>	1	<p>御指摘のとおり、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携については、より価値ある体験を子どもたちに提供する機会として重要であると認識しております。現状ではこの取り組みはまだ浸透しておらず、これから活発になっていくよう推進会議等で協議していく内容と捉えております。連携活動が有意義なものになるよう、子どもたちの興味・関心事や地域活動、地域の伝統芸能等を取り入れながら、内容の充実を図ってまいります。また、スタッフ研修も内容の充実を図り、魅力ある放課後子ども教室を目指してまいります。</p>

	ます。		
第5章-5-(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室との連携 (P117)	児童クラブとの連携を考えた時に、それぞれの実施場所の距離も非常に重要になります。現在は公民館での開催が多いですが、国が本来想定している小学校の空き教室や現在ある児童クラブからアクセスしやすい場所をより柔軟に選択することのできる仕組み作りが必要だと思います。児童にとってより価値のある放課後の時間を期待しています。	1	放課後の子どもの移動や児童クラブとの効果的な連携を考えたときに、アクセスしやすい場所の選定はとても重要であると考えますが、小学校の空き教室はほとんど無い状況です。また連携事業については放課後という限られた時間での活動となりますので、その内容についても十分に検討していきます。今後は学校・地域・児童クラブ運営者と連携を強化し、地域の実情に応じた場所の選定や、児童の安全な交通手段についても併せて検討いたします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館がきれいで便利で本が借りやすい。</li> <li>・家の近くにエンゼル支援センターがあり、いつ来ても先生も優しく、子どもたちとゆっくりできます。家だと赤ちゃんと一緒になのでとても助かります。</li> <li>・都城市は色々な子育て支援センターの行事予定をまとめているのがたいです。</li> <li>・図書館がきれいになり、便利になった。</li> </ul>	4	今後も主体的に遊びや学習、体験・交流などができる居場所の整備や、保護者等と利用できる多様な遊び場などを検討し、こども・若者の健やかな成長やウェルビーイング（幸せな状態）の向上を目指していきたいと考えております。